

いよいよ
2017年1月から

健康保険の手続きで マイナンバーの利用がスタート!

～ 健康保険組合によるマイナンバーの収集にあたり、ご理解とご協力をお願いします ～

昨年のけんぽニュース秋号（2015年11月発行）でもお知らせしましたとおり、2017年1月より健康保険の一部の手続きにマイナンバーが必要になります。

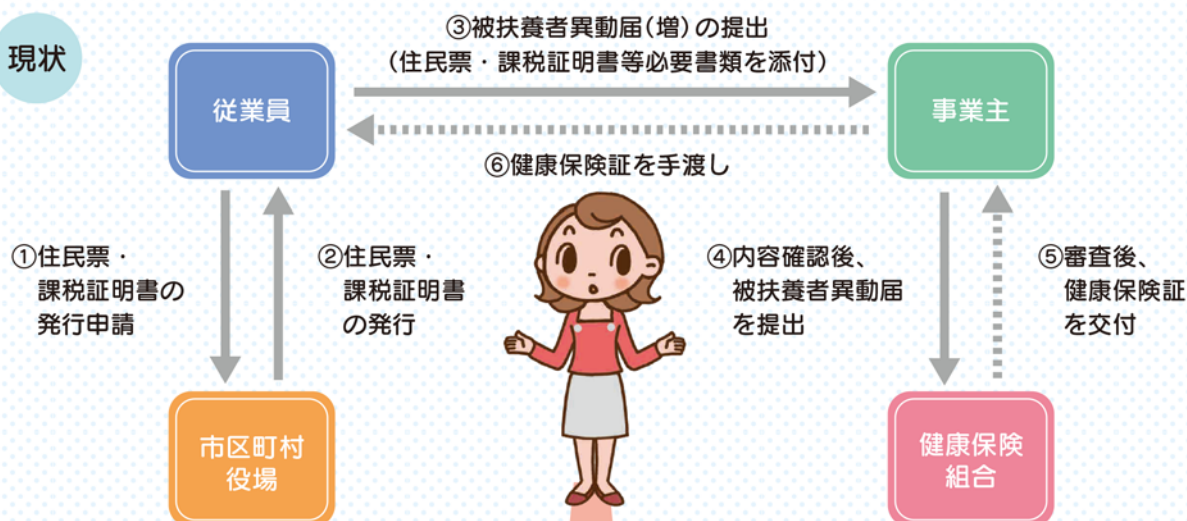
また、2017年7月から、市区町村役場との情報提供ネットワークシステムを通じた「情報連携」が開始されます。この「情報連携」により、例えば扶養増の際に必須であった住民票や課税（非課税）証明書などの書類の添付が不要になるなど、手続きが簡素化される予定です。

健康保険組合では、こうした「情報連携」開始に向けて、2017年1月時点で加入者（被保険者・被扶養者）全員のマイナンバーを収集いたします。具体的には、①事業所を経由して収集、②加入者に直接依頼して収集、③住基ネットを経由して収集、等の方法によりマイナンバーを収集いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、2017年1月以降に新たに加入する方については、「被扶養者異動届（増）」等の提出時にマイナンバーも併せて提供していただくことになりますので、よろしくお願いします。

《参考》2017年7月「情報連携」後の“扶養増”の手続き（イメージ）

現状



2017年
7月以降



ただし、上の図はイメージであり、実際の運営は図と異なる場合があります。